

項目 番号	2017本文 掲載施策	項目名	施策内容	担当府省	短期		中 期	
					2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
3. デジタルアーカイブの構築								
147	○	産学官でのデジタルアーカイブのフォーラムの開催	2017年度中に、デジタルアーカイブの構築等の推進やアーカイブの利活用促進に向けた連携を図るため、産学官の関係者を一堂に集めたフォーラムを開催し、情報共有、意見交換を行う。また、デジタルアーカイブ推進に係る実務的課題に対応するため、国立国会図書館を含む分野を横断した関係者を集めた協議会を開催し、評価の仕組みの検討を始めとするデジタルアーカイブ構築に係る課題やアーカイブの利活用促進に係る課題、その他人材育成等の取組推進策の検討を行う。(短期)	内閣府 国立国会図書館 文部科学省 総務省 経済産業省 関係府省	産学官の関係者を一堂に集めたフォーラムを開催し、情報共有、意見交換を実施。また、分野を横断した関係者を集めた協議会を開催し、評価の仕組等のデジタルアーカイブの構築及びその利活用促進に係る課題等の取組推進策を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
148	○	デジタルアーカイブ推進のための工程表の作成	我が国の様々なコンテンツをデジタルアーカイブ化していく取組を各分野で行っていくため、2017年度中に、工程表を作成し、その工程表を関係者間において共有する。(短期)	国立国会図書館 内閣府 関係府省	内閣府が主催するフォーラムや協議会に参加し、工程表の作成に協力。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

149	○	国の統合ポータル構築	我が国における分野横断型の統合ポータル構築のため、2017年度中に、国立国会図書館サーチと、各分野のつなぎ役が運用している主要アーカイブとの連携展開に向けてのメタデータレベルでのアーカイブ連携を調整・検討する。特に、国立国会図書館サーチと文化遺産オンラインにおいては、外部連携インターフェース(API)連携の実現に向け取組を加速化する。他分野についてはアーカイブ連携のための課題抽出等を継続し、統合ポータルの構築に向けて、国立国会図書館とつなぎ役の先行事例となる特定の分野又は地方におけるポータルサイトの整備のための取組を進める。(短期・中期)	国立国会図書館	国立国会図書館サーチと文化遺産オンラインとのAPI連携を実現。また、統合ポータルの構築に向けて、他分野のアーカイブとの連携調整を開始。	統合ポータルの構築に向けたアーカイブ連携の調整を継続。連携が困難なところとは継続して連携に係る課題と対応策を検討。	左記の検討状況を踏まえ、主要アーカイブとの連携の実現に向けた取組を実施。それ以外のアーカイブとの連携についても、引き続き調整。
			国の分野横断型の統合ポータル「ジャパンサーチ(仮称)」を構築するためのデータフォーマットなどの課題の解決に取り組み、2020年までにその構築を目指す。(短期・中期)	文部科学省	文化財分野については、国立国会図書館サーチとのAPI連携の実現に向けて具体的な連携方策を検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
				総務省	放送番組センター及びNHKと連携をとりながら、放送コンテンツ分野のアーカイブと国立国会図書館サーチを含む他のアーカイブとの連携について、連携のための課題抽出などについて検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
				国立国会図書館	「ジャパンサーチ(仮称)」の構築に向けた課題抽出と機能要件を検討。	「ジャパンサーチ(仮称)」の基本設計・詳細設計等の具体化に向けた取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
150	○	国の各アーカイブ機関におけるガイドラインの順守	国の各アーカイブ機関においては、2020年までに「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」を順守する形でメタデータのオープン化とその利用条件の表示等を行う。(短期・中期)	国立国会図書館	国立国会図書館作成の書誌データ等のオープン化とその利用条件の表示に向けた課題と対応策を検討。	左記の検討状況を踏まえ、実現可能なものから、オープン化とその利用条件の表示に取り組み、利活用しやすい環境を整備。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				文部科学省	ガイドラインを踏まえ、必要な取り組みを検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
				関係府省	ガイドラインを踏まえ、必要な取り組みを検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。	

151	○	利活用の推進のための連携	デジタルアーカイブ間の連携の意義を周知するため、フォーラム等を通じ、集約・共有されたコンテンツ及びメタデータの利活用事例や連携の効果を示す事例の収集及び共有化を図るとともに、利活用推進のための具体的課題、対応策を検討し、必要な措置を講ずる。(短期)	国立国会図書館	フォーラムや協議会を通じ、コンテンツ及びメタデータ等の利活用事例や連携の効果を示す事例の収集・共有化を行い、アーカイブの利活用推進のための具体的課題、対応策を検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			内閣府				
			関係府省				
152	○	地方におけるアーカイブ連携の促進	自治体が保有する情報を蓄積する公共クラウドやふるさとデジタル図書館などの取組を通じ、地方ゆかりの文化情報などのコンテンツの収集や利活用を促進する。(短期・中期)	総務省	公共クラウドやふるさとデジタル図書館における登録情報の充実や更新、利活用を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			地方におけるアーカイブの構築と連携促進のため、フォーラム等を通じ、地方における各機関の協力や連携の在り方を検討する。(短期・中期)	国立国会図書館	フォーラムや協議会を通じ、地方における各機関の協力や連携の在り方を検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を整理し、連携の実現に向けた関係各所への働きかけを実施。必要に応じて課題等の検討を継続実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		内閣府					
		関係府省					

153	○	分野ごとのつなぎ役による取組と支援	書籍等分野については国立国会図書館、放送コンテンツについては放送番組センター（日本放送協会（NHK）と民放局両方のコンテンツを取り扱う。）及びNHK（NHKのコンテンツを取り扱う。）、映画、ゲーム、アニメーションなどのメディア芸術分野は文化庁及び経済産業省、文化財については文化庁において、それぞれがつなぎ役として、収集対象の選定やメタデータ形式の標準化などのアーカイブ構築の方針の策定等、分野内のアーカイブ機関における収蔵資料のデジタル化への協力、メタデータの集約化を行う。（短期・中期）	内閣府	各分野における取り組みの実施状況を踏まえ、必要に応じて、適切な対応を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				国立国会図書館	書籍等分野において、国立国会図書館サーチの連携拡張に係る実施計画に基づき、各図書館等のデジタルアーカイブとの連携強化を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				文部科学省	メディア芸術データベース、文化遺産オンラインにおいて、既に運用されているメタデータ形式に基づき、デジタル化の推進、データの集約等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				総務省	放送番組センター及びNHKと連携をとりながら、放送コンテンツ分野のアーカイブのデジタル化について、必要な検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				経済産業省	既に運用されているメタデータ形式に基づき、映画、ゲーム、アニメーション等の分野の業界との連携を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

154	○	分野ごとのつなぎ役による取組と支援	2017年度中に、各アーカイブ機関、つなぎ役への支援策の検討及びそれを踏まえた予算化を検討する。(短期・中期)	内閣府	各分野における取り組みの実施状況を踏まえ、必要に応じて、担当府省の取り組みを支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
				国立国会図書館	書籍等分野におけるつなぎ役として、内閣府の取組に協力し、必要な検討・情報提供を行う。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
				文部科学省	メディア芸術分野の新たな創造の促進と各拠点間における協力関係の構築を目指し、産・学・館(官)の連携・協力によりメディア芸術分野において必要とされる連携共同事業等を実施。また、東京国立近代美術館フィルムセンターにおける映画フィルムの収集や保存のためのデジタル化を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
				関係府省	必要に応じ、各アーカイブ機関、つなぎ役への支援策の検討及びそれを踏まえた予算化を検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
155	○	分野横断の取組	「明治150年」を契機として、明治期に関する文書、写真などの資料についてデジタルアーカイブ化を推進する。(短期)	内閣官房	明治期に関する歴史的な文書、写真等の資料のデジタルアーカイブ化に取り組む関係府省と連携し、インターネットで公開・展示する等の取組を検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
				関係府省			

156	○	書籍等分野	コンテンツの拡充に向けて、公共・大学図書館等の所蔵資料のデジタル化を促進するため、アーカイブ構築の手順等についての研修等を行う。(短期)	国立国会図書館	資料デジタル化に関する研修を実施。また、ホームページでの情報提供のほか、文部科学省等と協力し、アーカイブ構築等に関する情報の共有を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
				文部科学省	国立国会図書館と協力し、資料のデジタル化に関する研修を実施。また、図書館業務に関するその他研修を利用した情報提供の実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			統合ポータルとの連携強化のため、公共・大学図書館等に対し、デジタル化した資料へのメタデータ付与やAPIを付した形での公開を支援するための助言等を行うとともに、所蔵資料のデジタル化及びアーカイブ連携のための取組を促進するため、必要な情報の周知を図る。(短期)	国立国会図書館	公共・大学図書館等に対して国立国会図書館サーチとの連携に必要な技術的な情報をホームページ等を通じて提供。また、文部科学省等と協力し、デジタル化等に関する情報を周知。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
				文部科学省	国立国会図書館と協力し、各種会議・研修等の場で資料のデジタル化に関する情報周知を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			国立国会図書館所蔵資料のデジタル化に引き続き取り組みとともに、デジタル化データの利活用に向けた取組を強化する。(短期)	国立国会図書館	所蔵資料のデジタル化を継続実施。また、デジタル化データを活用した検索機能の拡張、デジタル化データの利活用のための課題を整理し、方策を検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。	

157	○	文化財分野	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、文化財情報を海外に発信するため、日本遺産を構成する文化資源や国宝・重要文化財以外の地域の文化資源に関するデータの集約、画像掲載率の向上、多言語化を含め利活用に資する取組を推進する。(短期)	文部科学省	文化遺産オンラインの画像掲載率の向上を図るため、画像の収集を進めるとともに、国指定文化財の英訳を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			全国の博物館・美術館等において文化財等のデジタルアーカイブ化とそのデータの利活用が促進されるよう、国におけるこれまでの取組を踏まえて、地方の博物館・美術館等に対して必要な情報の周知を図る。また、各館における紙媒体の収蔵品目録のデータベース化など、デジタルアーカイブ化と利活用促進のための具体策を検討し、その推進を図る。(短期)	文部科学省	全国博物館長会議等において、文化遺産オンラインについての情報提供を実施し、オンラインへの登録・画像の提供等を依頼。また、デジタルアーカイブ化と利活用促進の具体策については、デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会及び実務者協議会における検討に協力し、検討結果に応じて必要な推進方策を検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			文化財のデジタルアーカイブを活用して海外からのインバウンド獲得につなげるため、最新の技術を用いてデジタルアーカイブを表現し、インバウンド獲得に向けた取組について、検討を行う。(短期)	文部科学省 国土交通省	VR等の最新技術を利用した文化財の観光活用等を図るため、VR等を利用する際の課題や方法等の検討を行う関係者による会議を開催。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。	

158	○	メディア芸術等分野	産・学・館(官)による連携促進事業の実施、メディア芸術作品の保存・活用に必要な基盤となる所蔵情報等の運用・活用、各研究機関等におけるメディア芸術作品のアーカイブ化を推進することにより情報拠点の構築を支援する。(短期)	文部科学省	我が国でこれまで創造されてきたメディア芸術作品を保存・活用するために必要な基盤となる作品の所蔵情報等の運用・活用を行うとともに、併せて、優れた作品や散逸、劣化の危険性が高いなどの作品についての保存やその活用を図るため、各研究機関等におけるアーカイブ化に係る取組みへの支援を行い、相互連携を図る。 さらに、メディア芸術分野において必要とされる連携共同事業等(新領域創出、調査研究等)について、分野・領域を横断した産・学・館(官)の連携・協力により実施することにより、恒常的にメディア芸術分野の文化資源の運用・展開を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			東京国立近代美術館フィルムセンターにおいて、映画フィルムのデジタルアーカイブ化と利活用の促進に向けた取組みを強化する。(短期)	文部科学省	映画フィルムを長期にわたって安全に保全するとともに、運用面での利便性を考慮するために、著作権等の処理が必要でない作品、著作権者の承諾を得た作品に限り、テレシネ等によるデジタルマスターの作成を行っているほか、劣化や損傷が見られる映画フィルムについてデジタル技術を活用した復元を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			歴史的・文化的価値のある我が国の貴重な文化関係資料が散逸・消失することのないよう、アーカイブの構築に向けた資料の保存及び活用を図るための望ましい仕組みの在り方について調査研究を行う。(短期)	文部科学省	関係機関や有識者からなる文化関係資料のアーカイブに関する検討会を開催し、各分野の特性に応じた保存全般にわたる事項について検討するとともに、調査研究、シンポジウムの開催等を行う。 また関係機関の連携体制を構築・検討し、目録の作成・公開を行うとともに、目録・資料のデジタル化を試行的に実施。 さらに分野全体のアーカイブの構築・運営や共同利用の促進等を行うための中核となる拠点形成を支援し、分野間における各機関等のネットワーク化を図る。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	

159	○	放送コンテンツ分野	放送コンテンツ分野のアーカイブの利活用を促進するため、放送コンテンツの学校における教育目的や遠隔地での放送コンテンツの利用に関する取組を引き続き実施する。(短期)	総務省	放送番組センター及びNHKによる利活用の状況を把握し、必要に応じて適切な対応を検討。		
160	○	オープン化の促進	「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」の普及を進め、各アーカイブ機関やつなぎ役におけるデジタルコンテンツの拡充とその利用条件の表示、メタデータ及びコンテンツの流通促進を支援する取組を行う。(短期・中期)	国立国会図書館	ガイドラインの普及に向けて、各アーカイブ機関やつなぎ役におけるデジタルコンテンツの拡充とその利用条件の表示、メタデータ及びコンテンツの流通促進を支援する取組について、検討を行う。実現可能なものから取組を実施。	左記の検討・実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				内閣府			
				関係府省			
161	○	アーカイブの構築と利活用の促進のための著作権制度の整備	美術館等が展示する著作物に関し、解説・紹介のために当該著作物のデジタルデータの利用を可能とすることについて具体的な制度の検討を行い、「推進計画2016」を踏まえ、速やかな法案提出に向けて、必要な措置を講ずる。(短期・中期)	文部科学省	美術館等が展示する著作物に関し、解説・紹介のために当該著作物のデジタルデータの利用を可能とすることについて具体的な制度について検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な措置を実施。	

再掲	○	利活用の促進のための周辺環境の整備	権利処理手続を円滑化し、コンテンツの活用を促進するため、コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの利用促進を官民が連携して分野ごとに進める。併せて、2017年度に既存の権利情報を統合し新たなデータベースを構築するための実証事業を実施するとともに、当該データベースを活用した権利処理プラットフォームの構築に係る検討を実施する。(短期・中期)	文部科学省	13に記載		
				経済産業省			
162			デジタルコンテンツの利活用を促進するため、国際標準化機関(ISO)における技術委員会TC46の国内委員会におけるデジタルコンテンツの二次利用を促進するための権利表示の国際標準化に対する取組等を推進する。(短期・中期)	経済産業省	2016年度に実施したISO/TC46におけるデジタルコンテンツ二次利用を促進するための権利表示に関する国際標準化提案に基づき、その審議を推進。	左記標準文書を国際規格として制定。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

163	○	アーカイブ関連 人材の育成	これまでのアーカイブの構築を通じて得られたノウハウや成果を活用しつつ、アーカイブの構築をけん引する人材や利活用をサポートする人材の育成を支援するため、美術館・博物館、大学・研究機関、民間施設の関係者に対し、アーカイブの必要性やアーカイブ人材の重要性の認識を広めるためのシンポジウム、研修開催などの取組を実施する。(短期・中期)	国立国会図書館	資料デジタル化研修及びデジタル化等に関する情報提供の実施に加え、デジタルアーカイブの必要性・重要性を広く周知するためのイベントを開催。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				文部科学省	美術館・博物館、大学・研究機関、民間施設の関係者に対し、アーカイブの取組を広めるためのシンポジウムを開催。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				総務省	デジタルアーカイブの連携を検討する機関に対する専門家の派遣を始めとする支援など、デジタルアーカイブ化の促進及び各アーカイブ間の連携実現に向け、各機関の職員の能力開発に資する取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			デジタルアーカイブに関連する大学における司書や学芸員の養成課程等において、文部科学省令改正(平成21年文部科学省令第21号及び同第22号)により、2012年度からデジタルアーカイブ関係の内容を含む科目が新設されたことを踏まえ、デジタルアーカイブに関する専門的知識を有する人材の育成がより充実するよう促す。(短期・中期)	文部科学省	新カリキュラムに基づき実施される司書・学芸員資格養成課程等について、各大学等機関において適切に実施されるよう、必要な支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。